

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院
認証評価評価料に関する規程

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構が行うファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価料については、この規程の定めるところによる。

(ファッション・ビジネス系専門職大学院が評価を受ける際の評価料)

第2条 ファッション・ビジネス系専門職大学院大学が評価を受ける場合は、その規模に応じて、以下の各号により計算した合計額とする。ただし、第1号については、消費税を加算するものとする。

- (1) 1研究科あたり 300万円
- (2) 実地調査にかかわる経費の一部(宿泊費、会議の会場費、昼食代等)

(研究科数の算出)

第3条 研究科数の算出については、以下の各号による。

- (1) 夜間研究科について、同じ種類の昼間研究科を開設している場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する
- (2) 通信教育を行う研究科について、昼間又は夜間において授業を行う研究科が通信教育を併せ行う場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する
- (3) 学年進行中の研究科(当該評価年度に開設されるものを含む。)については、それぞれ1研究科として評価料を徴収する
- (4) 学生募集を停止している研究科及び当該評価年度に募集停止される研究科については、評価料を徴収しない

(評価料の納入)

第4条 認証評価を申請した専門職大学院は、評価料(第2条第2号を除く。)に消費税を加えた額を申請年度の翌年度の4月末日までに納入するものとする。

2 評価料の振込手数料は、申請専門職大学院の負担とする。

(評価料の返還)

第5条 公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第6条により、評価を中止する場合は、既に納入した評価料は返還しないものとする。

ただし、評価を中止した専門職大学院において特別の事情がある場合は、本機構理事長の定めるところにより、評価料の一部を返還することができる。

(再評価に関する評価料)

第6条 再評価の評価料は、対象専門職大学院の再評価の項目及び内容によって、本機構理事長が決定する。

(雑則)

第7条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。